

令和3年6月22日

保護者の皆様

京都市立洛西中学校  
校長 高垣 明夫

## 「緊急事態宣言」の解除及び「まん延防止等重点措置」発令を踏まえた本校の教育活動について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

京都府全域への緊急事態措置が解除されるとともに、新たに、京都府知事から、令和3年7月11日までを期間とする「まん延防止等重点措置」（以下、「重点措置」という。）が要請されました。本校においては、京都市教育委員会からの通知を踏まえ、下記の通り教育活動に取り組みます。

保護者の皆様におかれましては、下記の内容をご確認いただきますとともに、ご家庭におかれましても、引き続き健康管理や感染症対策等に十分ご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。また、今後の京都府内の感染状況や国の動向等を踏まえ、下記の対応を変更する場合は改めてお知らせします。

### 記

#### 1. 基本的な感染防止対策、健康観察の徹底

学校では引き続き、マスク着用、手洗い、換気など、基本的な感染防止対策に取り組むとともに、ご家庭でも生徒の毎日の健康観察を継続し、少しでも発熱等の風邪症状や体調不良が見られる場合には、必ず登校を控えてください。また、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤を控えてください。生徒が登校後に体調が悪くなった場合は、早退させ自宅で静養させますのでご協力ください。

#### 2. 具体的な教育活動について

(1) 各教科の授業や学級・学年での生徒活動は、引き続き「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」等がないように行います。

- ・学年を超えて一堂に集まるなど、大人数となる教育活動は行いません。
- ・授業中のグループワークや理科の実験、音楽の合唱等、その必要性を十分に精査し、「3つの密」を回避し、活動時間や生徒同士の身体的距離を考慮する等の感染症対策を徹底したうえで、順次再開します。
- ・体育授業の移動や更衣の時等、生徒が運動を行っていない際は、マスクを着用します。

(2) 水泳授業については、次の感染対策を行った上で実施します。 \*6/21(月)配布のプリントをご覧下さい。

- ・授業開始前に、全員の手指消毒と体調確認を行います。
- ・授業中は、密にならない隊形で整列し、大人数が一斉にプールに入る指導はしません。また生徒同士が接近、接触する活動はしません。
- ・授業後は、手洗い・うがい、マスクの着用を徹底し、更衣室の換気とドアノブ等の消毒を行います。

(3) 校外学習については、次の通りです。

- ・1年校外学習…10月を目途に延期します。
- ・2年校外学習…洛西周辺での活動であるので、7月2日(金)〈予備日：7月9日(金)〉に実施予定です。
- ・3年修学旅行…8月30日(月)～9月1日(水)に実施予定です。

(4) 放課後学習会と土曜スクールの開始日は、次の通りです。

- ・放課後学習会…7月25日(金)17：15～18：15 北校舎2階・会議室
- ・土曜スクール…7月26日(土) 8：30～ 9：30 北校舎2階・会議室

(5) 当面の予定は、次の通りです。

- ・6月23日(水)…5限：授業参観、6限：教育課程説明会・第1回進路保護者会
- ・7月13日(火)～19日(月)…個人懇談
- ・7月20日(火)…終業式（午前で終了、給食なし）

### 3. 部活動について

- (1) 活動時間については、平日は2時間以内、土日祝日など休日は3時間以内とします。
- (2) 公式な大会・発表会への参加を認めます。(全国・近畿等につながる大会等に限定しない)
- (3) 7月3日(土)以降は、他校との練習試合を認めます。

\*試合等に参加する場合は、主催者との連携の下、感染対策を徹底し、保護者の同意を得たうえで、最小限の参加人数とします。

### 4. 家庭での健康観察の徹底と体調不良時の対応について

(1)引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果を添付の「健康観察票」に御記入ください。本票は必要に応じて学校に提出していただく場合がありますので、1ヶ月程度は大切に保管してください。また、保護者の皆様も、お子様と一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただくことをお願いいたします。

(2)登校される際は、必ず「健康観察票」を持参させてください。

登校前の健康観察で発熱等の風邪症状がみられた場合は、学校に連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えて自宅で休養させてください。また、同居のご家族に風邪症状等が見られる場合も、お子様の登校は控えていただこう、ご協力をお願いいたします。

(3)お子様やご家族に発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医など身近な医療機関(地域の診療所、病院)に、まず電話で相談してください。休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」(電話 414-5487, 365日24時間受付)に連絡してください。お子様に少なくとも以下のいずれかの症状がある場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校(電話331-6131)へお知らせください。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。  
(症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

(4)ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校(電話331-6131)へ連絡してください。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い(疑似症)があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

(5)この間、本市立学校・幼稚園の児童生徒等が新型コロナウイルスに感染したケースでは、その9割が「家庭内感染」を経路とするものであると教育委員会から報告されており、本校での取組はもとより、各家庭において感染拡大防止にお取り組みいただくことが大変重要となっております。引き続き基本的な感染症対策の実践の徹底をお願いいたします。